

新型コロナウイルス感染症 各種支援策パンフレット

＜第3版＞

令和3年4月1日

相生市新型コロナウイルス対策本部

※掲載している内容は、令和3年4月1日時点の主な支援策です。最新の情報やその他の支援につきましては、市ホームページをご確認いただくか、各担当課へお問い合わせください。

目次

個人（生活支援）

| | |
|------------------|----|
| 住居確保給付金 | 1 |
| 緊急小口資金 | 2 |
| 総合支援資金 | 3 |
| 国民健康保険傷病手当金 | 4 |
| 後期高齢者医療傷病手当金 | 5 |
| 国民健康保険税の減免 | 6 |
| 後期高齢者医療保険料の減免 | 7 |
| 国民年金保険料の免除・特例申請 | 8 |
| 介護保険料の減免(第一号保険料) | 9 |
| 水道料金・下水道使用料の納付相談 | 10 |
| 軽自動車税 臨時的軽減の延長 | 11 |

事業主（資金繰り支援）

| | |
|-------------------|-------|
| 固定資産税の特例措置の拡大及び延長 | 12 |
| 民間金融機関融資 | 13~16 |
| 拡大防止協力金 | 17 |

新型コロナウイルス感染症 支援策個別表

| 制 度 名 称 | 住居確保給付金 |
|-----------|---|
| 対 象 者 | <p>申請時に以下の(1)～(8)のいずれにも該当する方が対象となります。</p> <p>(1) 離職後2年以内の方または、給与等を得る機会が個人の責に帰すべき理由や個人の都合によらないで減少し、離職または廃業には至っていないがこうした状況と同程度の状況にある方</p> <p>(2) 離職等により経済的に困窮し、住居を喪失しているまたは住居喪失のおそれがある方</p> <p>(3) 離職等の日において主として世帯の生計維持者であった方 ※離職時には主たる生計維持者では無かったが、その後の離婚等により申請時においては主たる生計維持者となっている場合も含まれます。</p> <p>(4) 就労能力及び常用就職の意欲があり、ハローワークに求職申し込みを行う方 ※今回のコロナ関連における減収の場合には、最初の申請時は不要です。</p> <p>(5) 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方のひと月の収入（月収）基準あり。 ※収入には失業給付、児童扶養手当、児童手当、年金などの公的給付を含みます。 ※給与収入の場合は、手取り額ではなく、総支給額となります。 ※毎月の収入に変動がある場合は、直近3か月間の収入の平均で判断します。 ※家賃額は、管理費、共益費、駐車場代、光熱水費は除きます。</p> <p>(6) 申請者および申請者の同居の親族などの預貯金の合計が、基準金額以下（但し、100万円を超えないものとする）である方</p> <p>(7) 国の雇用施策による給付（職業訓練受講給付金）及び地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一世帯に属する方が受けていない方</p> <p>(8) 申請者及び申請者と生計を一とする同居親族が暴力団員もしくは暴力団関係者ではない方</p> |
| 支 援 内 容 | <p>離職等により経済的に困窮し、住居を失っているまたは住居を失うおそれのある方へ、家賃相当額を支給するとともに、支援員による住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。（生活保護を受給中の方は対象外です。）</p> |
| 必 要 な も の | <p><input type="checkbox"/> 収入関係書類（過去3ヶ月分）・離職等関係書類（申請者、同一世帯の収入のある者） ・給与明細、シフト表等、失業給付や年金を受けてる場合は分かる物</p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類 ・運転免許証、健康保険証、住民基本台帳カード、住民票等</p> <p><input type="checkbox"/> 預貯金関係（資産関係）書類（申請者、同一世帯の者） ・通帳等</p> <p><input type="checkbox"/> 賃貸契約書</p> <p><input type="checkbox"/> 印鑑</p> |
| 手 続 方 法 | <p>社会福祉課援護福祉係の窓口で手続き</p> |
| 支 給 期 間 | <p>家賃相当額（限度あり）を市から家主へ支給 支給期間3か月（但し、一定の要件を満たす場合は、最長9か月まで延長可。）</p> |
| 問 い 合 わ せ | <p>相生市社会福祉課援護福祉係 ☎②7166</p> |

新型コロナウイルス感染症 支援策個別表

| | |
|-------|--|
| 制度名称 | 緊急小口資金 |
| 対象者 | 新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯。 |
| 支援内容 | <p>○貸付限度額：10万円以内。ただし、以下の要件に該当する場合は20万円以内。</p> <p>ア 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき。</p> <p>イ 世帯員に介護の必要な高齢者や障害のある方がいるとき。</p> <p>ウ 世帯員が4人以上いるとき。</p> <p>エ 世帯員に臨時休業した小学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき。</p> <p>オ 世帯員である個人事業主等の収入減少により生活に要する費用が不足するとき。</p> <p>カ 上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要な場合。</p> <p>○据置期間：1年以内</p> <p>○償還期間：2年以内</p> <p>○貸付利子：無利子</p> <p>○連帯保証人：不要</p> |
| 必要なもの | <p>(1) 世帯全員分が記載された住民票（個人番号が記載されていない、発行から3か月以内のもの）</p> <p>(2) 顔写真入りの身分証明書</p> <p>(3) 送金口座の通帳</p> <p>(4) 収入減少状況がわかる書類</p> <p>(5) 印鑑</p> |
| 手続方法 | 相生市社会福祉協議会の窓口にお越しください。 |
| 申請期間 | 令和3年6月末まで |
| 問い合わせ | 相生市社会福祉協議会 ☎232666 |

新型コロナウイルス感染症 支援策個別表

| | |
|-----------|---|
| 制 度 名 称 | 総合支援資金 |
| 対 象 者 | <p>新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯。</p> <p>(1) 兵庫県内に居住し、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯（生活保護受給世帯は除く）</p> <p>(2) 今後継続した就労により、生活の自立が見込まれる者</p> <p>(3) 兵庫県内に居住中の者で、今後もその地域において継続して生活される者（借入できるのは世帯から1名のみ）</p> |
| 支 援 内 容 | <p>○貸付限度額：単身世帯…月額15万円以内。 複数世帯…月額20万円以内。</p> <p>○貸付期間：原則3か月以内</p> <p>○据置期間：1年以内</p> <p>○償還期間：10年以内</p> <p>○貸付利子：無利子</p> <p>○連帯保証人：不要</p> |
| 必 要 な も の | <p>(1) 世帯全員分が記載された住民票（個人番号が記載されていない、発行から3か月以内のもの）</p> <p>(2) 顔写真入りの身分証明書</p> <p>(3) 送金口座の通帳</p> <p>(4) 収入減少状況がわかる書類</p> <p>(5) 印鑑</p> <p>※(1)～(3)については、緊急小口資金を利用中の方は同資金の貸付決定通知書があれば不要です。</p> <p>※10月以降の申請については、貸付を受けている間に自立相談支援機関からの支援を受けることに同意していただく必要があります。</p> |
| 手 続 方 法 | 相生市社会福祉協議会の窓口にお越しください。 |
| 申 請 期 間 | 令和3年6月末まで |
| 問 い 合 わ せ | 相生市社会福祉協議会 ☎232666 |

新型コロナウイルス感染症 支援策個別表

| | |
|-----------|---|
| 制 度 名 称 | 国民健康保険傷病手当金 |
| 対 象 者 | 新型コロナウイルスに感染、又は感染の疑いのため、療養し、労務ができず、給与等を受けることができない被用者 |
| 支 援 内 容 | <p>支給額：1日あたり、直近の継続した3ヶ月の給与等収入の合計額を就労日数で除した金額の3分の2の額。 （週休日等勤務を予定していない日は除き、上限は一日あたり30,887円とする）</p> <p>支給期間：就労が出来なくなった日から3日経過後から（4日目から）最大1年6ヶ月まで（令和3年6月30日までに支給対象となったもの）</p> |
| 必 要 な も の | <p>傷病手当金支給申請書（世帯主記入用） 傷病手当金支給申請書（被保険者記入用） 傷病手当金支給申請書（事業主記入用） 傷病手当金支給申請書（医療機関記入用） ※申請書は、相生市のホームページからダウンロードできます。</p> |
| 手 続 方 法 | 申請する場合は、事前に電話連絡のうえ申請書を提出してください。原則郵送での申請となります。 |
| 申 請 期 間 | 令和2年5月12日から |
| 問 い 合 わ せ | <p>〒678-8585 相生市旭一丁目1番3号 相生市市民課国保年金係 ☎②37154</p> |

新型コロナウイルス感染症 支援策個別表

| | |
|-------|--|
| 制度名称 | 後期高齢者医療保険傷病手当金 |
| 対象者 | 新型コロナウイルスに感染、又は感染の疑いのため、療養し、労務ができず、給与等を受けることができない被用者 |
| 支援内容 | <p>【支給額】 1日あたり、直近の継続した3ヶ月の給与等収入の合計額を就労日数で除した金額の3分の2の額。 (週休日等勤務を予定していない日は除き、上限は一日あたり30,887円とする)</p> <p>【支給期間】 就労が出来なくなった日から3日経過後から(4日目から)最大1年6ヶ月まで(令和3年6月30日までに支給対象となったもの)</p> |
| 必要なもの | <p>傷病手当金支給申請書(被保険者記入用その1)(様式第46号) 傷病手当金支給申請書(被保険者記入用その2)(様式第46号の2) 傷病手当金支給申請書(事業主記入用)(様式第46号の3) 傷病手当金支給申請書(医療機関記入用)(様式第46号の4) ※申請書は、兵庫県後期高齢者医療広域連合のホームページからダウンロードできます。</p> |
| 手続方法 | 申請する場合は、事前に電話連絡のうえ申請書を提出してください。原則郵送での申請となります。 |
| 申請期間 | 令和2年5月1日から |
| 問い合わせ | 〒678-8585 相生市旭一丁目1番3号 相生市市民課国保年金係 ☎②37154 |

新型コロナウイルス感染症 支援策個別表

| | |
|--------------|--|
| <p>制度名称</p> | <p>国民健康保険税の減免</p> |
| <p>対象者</p> | <p>国民健康保険の被保険者の方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方 ①主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方 ②主たる生計維持者の給与収入・事業収入・不動産収入・山林収入のいずれかの収入が、前年に比べ10分の3以上減少が見込まれる世帯の方</p> |
| <p>支援内容</p> | <p>①国民健康保険税を全額免除 ②国民健康保険税を全額又は一部免除 減免額は、減免対象保険税額（$A \times B / C$）に減免割合（D）をかけた金額です。 減免対象保険税額（$A \times B / C$） A：世帯の被保険者全員について算定した保険税額 B：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得 C：主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額 減免割合（D） 300万円以下の場合：全部（10分の10） 400万円以下の場合：10分の8 550万円以下の場合：10分の6 750万円以下の場合：10分の4 1,000万円以下の場合：10分の2</p> |
| <p>必要なもの</p> | <p>①のとき、減免申請書、診断書（死亡診断書） ②のとき、減免申請書、事業収入等の見込申出書、前年の収入状況がわかるものの写し、今年度の事業収入等の見込額の根拠の写し その他状況により、保険契約書等補填額の確認ができるものの写し、廃業届等の写し、退職証明書等の写し、解雇通知書の写し、雇用保険受給資格者証の写し ※申請書等は、相生市のホームページからダウンロードできます。</p> |
| <p>手続方法</p> | <p>原則、郵送による申請となります。</p> |
| <p>申請期間</p> | <p>令和2年6月26日から</p> |
| <p>問い合わせ</p> | <p>〒678-8585 相生市旭一丁目1番3号 相生市市民課国保年金係 ☎②7154</p> |

新型コロナウイルス感染症 支援策個別表

| | |
|-------|--|
| 制度名称 | 後期高齢者医療保険料の減免 |
| 対象者 | <p>後期高齢者医療の被保険者の方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方</p> <p>①主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方</p> <p>②主たる生計維持者の給与収入・事業収入・不動産収入・山林収入のいずれかの収入が、前年に比べ10分の3以上減少が見込まれる世帯の方</p> |
| 支援内容 | <p>①後期高齢者医療保険料を全額免除</p> <p>②後期高齢者医療保険料を全額又は一部免除</p> <p>減免額は、減免対象保険税額（$A \times B / C$）に減免割合（D）をかけた金額です。</p> <p>減免対象保険税額（$A \times B / C$）</p> <p>A：世帯の被保険者全員について算定した保険税額</p> <p>B：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得</p> <p>C：主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額</p> <p>減免割合（D）</p> <p>300万円以下の場合：全部（10分の10）</p> <p>400万円以下の場合：10分の8</p> <p>550万円以下の場合：10分の6</p> <p>750万円以下の場合：10分の4</p> <p>1,000万円以下の場合：10分の2</p> |
| 必要なもの | <p>①のとき、減免申請書、診断書（死亡診断書）</p> <p>②のとき、減免申請書、収入申告書、前年の収入がわかる書類、今年の収入がわかる書類</p> <p>その他状況により、離職票、退職証明書、雇用保険受給者証、休業届、廃業届など</p> <p>※申請書等は、兵庫県後期高齢者医療広域連合のホームページからダウンロードできます。</p> |
| 手続方法 | 原則、郵送による申請となります。 |
| 申請期間 | 令和2年6月12日から |
| 問い合わせ | <p>〒678-8585</p> <p>相生市旭一丁目1番3号</p> <p>相生市市民課国保年金係 ☎②37154</p> |

新型コロナウイルス感染症 支援策個別表

| | |
|--------------|---|
| <p>制度名称</p> | <p>国民年金保険料の免除・特例申請</p> |
| <p>対象者</p> | <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件をいずれも満たす方 ①令和2年2月以降に新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われた等により収入が減少したこと ②令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込額が国民年金保険料免除基準相当（学生納付特例基準相当）になることが見込まれる方</p> |
| <p>支援内容</p> | <p>【免除・猶予】 令和2年2月から令和3年6月分の国民年金保険料 全額免除・猶予、4分の3免除、半額免除、4分の1免除があります。 ※免除を受けた期間については、年金を受け取るために必要な受給資格期間（120月）の対象期間に算入されますが、追納をしない限り将来受け取る老齢基礎年金が少なくなることにご留意ください。</p> <p>【学生納付特例（猶予）】 令和2年2月から令和4年3月分の国民年金保険料</p> |
| <p>必要なもの</p> | <p>1 国民年金保険料免除・納付猶予申請書 2 所得の申立書（簡易な所得見込額の申立書（臨時特例用）） （学生の方） 1 国民年金保険料学生納付特例申請書 2 所得の申立書（簡易な所得見込額の申立書（臨時特例用）） 3 学生証のコピー</p> |
| <p>手続方法</p> | <p>相生市市民課国保年金係又は姫路年金事務所へ申請書類を提出 （できる限り郵送による手続きをご利用ください） ※申請書は、日本年金機構ホームページからダウンロードできます。</p> |
| <p>申請期間</p> | <p>令和2年5月1日から</p> |
| <p>問い合わせ</p> | <p>〒678-8585 相生市旭一丁目1番3号 相生市市民課国保年金係 ☎②37154</p> <p>〒670-0947 姫路市北条1-250 姫路年金事務所 ☎079-224-6382 ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004</p> |

新型コロナウイルス感染症 支援策個別表

| | |
|--------------|--|
| <p>制度名称</p> | <p>介護保険料の減免(第一号保険料)</p> |
| <p>対象者</p> | <p>①新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第一号被保険者(65歳以上の方)。 ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入の減少が見込まれ、減少額が前年の額の10分の3以上かつ減少する収入に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下の第一号被保険者(65歳以上の方)。</p> |
| <p>支援内容</p> | <p>令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が設定されている保険料を対象に、被害の程度に応じて保険料を減免します。</p> |
| <p>必要なもの</p> | <p>①介護保険被保険者証(ピンク色の保険証です) ②主たる生計維持者の確定申告書控えや源泉徴収票など前年の収入がわかる書類及び今年の収入の状況がわかる帳簿や給与明細など ③介護保険料減免申請書・収入資産状況等申告書・新型コロナウイルス感染症による事業収入等の状況申告書(様式は市で用意します)</p> |
| <p>手続方法</p> | <p>上記①及び②をお持ちの上、市健康福祉部長寿福祉室へお越しください。ご提出いただいた書類に基づき審査させていただき、後日、結果を「介護保険料減免決定通知書」にてお知らせいたします。 (注) 減免要件や割合には、この他に条件がございます。まずは、お電話や窓口での事前相談をお勧めいたします。</p> |
| <p>申請期間</p> | <p>令和4年3月31日まで</p> |
| <p>問い合わせ</p> | <p>〒678-0031 相生市旭一丁目6番28号 相生市長寿福祉室 ☎7124</p> |

新型コロナウイルス感染症 支援策個別表

| | |
|-----------|--|
| 制 度 名 称 | 水道料金・下水道使用料の納付相談 |
| 対 象 者 | 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、一時的に水道料金・下水道使用料の支払が困難な事情がある方を対象に納付相談を受けます。 |
| 支 援 内 容 | 納期限が到来する水道料金・下水道使用料に関して、支払の猶予を行います。 (※猶予期間は別途相談。) |
| 必 要 な も の | 下記へお問い合わせ下さい。 |
| 手 続 方 法 | 下記へお問い合わせ下さい。 |
| 申 請 期 間 | 下記へお問い合わせ下さい。 |
| 問 い 合 わ せ | 〒678-0024 相生市双葉一丁目4番21号 西播磨水道企業団営業課料金係 ☎②7231 |

新型コロナウイルス感染症 支援策個別表

| | |
|-----------|---|
| 制 度 名 称 | 軽自動車税（環境性能割）臨時的軽減の延長 |
| 対 象 者 | 50万円超の取得価格の軽自動車購入者 |
| 支 援 内 容 | 軽自動車を取得した際に課される環境性能割の軽減措置（1%軽減）の特例期間を令和3年12月31日まで延長する。 ※環境性能割：50万円超の軽自動車の取得時に環境性能に応じて課税される税金 |
| 必 要 な も の | — |
| 手 続 方 法 | 取得時に申告・納付 |
| 申 請 期 間 | 取得時に申告・納付 |
| 問 い 合 わ せ | 兵庫県姫路県税事務所 ☎079-233-8260 相生市税務課市民税係 ☎237128 |

新型コロナウイルス感染症 支援策個別表

| | |
|-------|---|
| 制度名称 | 令和3年度以降の税制上の措置について (固定資産税の特例措置) |
| 対象者 | 中小事業者等 |
| 支援内容 | 生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う事業者を支援する観点から、課税標準0となる対象資産を拡充し、適用期限を令和4年度まで延長。 ※対象資産に、事業用家屋と構築物を追加。 |
| 必要なもの | <ul style="list-style-type: none"> ・先端設備等導入計画を市地域振興課へ提出し認定されたことを証する書類(写し) ・固定資産税(償却資産)課税標準の特例適用申告書 |
| 手続方法 | 税務課に申告 |
| 申請期間 | 令和3年中の取得分は、令和4年1月中旬に申告 |
| 問い合わせ | 中小企業庁 中小企業固定資産税等の軽減相談窓口 ☎0570-077-322 相生市税務課資産税係 ☎☎7155 |

新型コロナウイルス感染症 支援策個別表

| | |
|-------|---|
| 制度名称 | セーフティネット保証4号 |
| 対象者 | 指定地域において1年以上継続して事業を行っており、直近1ヶ月の売上高が前年同月比▲20%以上、かつその後2ヶ月を含む3ヶ月の売上高が前年同期▲20%以上等となることが見込まれる事業者 |
| 支援内容 | <p>運転資金及び設備資金に対する民間金融機関が行う信用保証付融資</p> <p>融資限度額：一般保証とは別枠で2.8億円 ※セーフティネット保証5号とは併用可能だが同じ枠となる</p> |
| 必要なもの | 試算表、売上表、確定申告の写しなど比較する売上がわかるもの |
| 手続方法 | 専用の認定申請書を相生市地域振興課商工観光係まで提出 (認定申請書の提出は金融機関による代理申請も可能です) |
| 申請期間 | 令和3年6月1日まで |
| 問い合わせ | <p>〈融資に関すること〉 取扱金融機関又は兵庫県信用保証協会 ☎078-393-3900</p> <p>〈認定に関すること〉 相生市地域振興課商工観光係 ☎㊟7133</p> |

新型コロナウイルス感染症 支援策個別表

| | |
|-------|---|
| 制度名称 | セーフティネット保証5号 |
| 対象者 | 特に重大な影響が生じている業種において、直近3カ月の売上高（見込みでも可能）が、前年同月比▲5%以上等の事業者 ※5月1日より全業種が指定されました。 |
| 支援内容 | 運転資金及び設備資金に対する民間金融機関が行う信用保証付融資 融資限度額：一般保証とは別枠で2.8億円 ※セーフティネット保証4号とは併用可能だが同じ枠となる |
| 必要なもの | 試算表、売上表、確定申告の写しなど比較する売上がわかるもの |
| 手続方法 | 専用の認定申請書を相生市地域振興課商工観光係まで提出 （認定申請書の提出は金融機関による代理申請も可能です） |
| 申請期間 | 令和3年6月30日まで |
| 問い合わせ | 〈融資に関すること〉 取扱金融機関又は兵庫県信用保証協会 ☎078-393-3900 〈認定に関すること〉 相生市地域振興課商工観光係 ☎②7133 |

新型コロナウイルス感染症 支援策個別表

| | |
|-------|---|
| 制度名称 | 危機関連保証 |
| 対象者 | 直近1カ月の売上高が、前年同月比▲15%以上、かつその後2カ月を含む3カ月の売上高が前年同期▲15%以上等となることが見込まれる事業者 |
| 支援内容 | 運転資金及び設備資金に対する民間金融機関が行う信用保証付融資 融資限度額：一般保証、セーフティネット保証とは別枠で2.8億円 |
| 必要なもの | 試算表、売上表、確定申告の写しなど比較する売上がわかるもの |
| 手続方法 | 専用の認定申請書を相生市地域振興課商工観光係まで提出 (認定申請書の提出は金融機関による代理申請も可能です) |
| 申請期間 | 令和3年6月30日まで |
| 問い合わせ | 〈融資に関すること〉 取扱金融機関又は兵庫県信用保証協会 ☎078-393-3900 〈認定に関すること〉 相生市地域振興課商工観光係 ☎②7133 |

新型コロナウイルス感染症 支援策個別表

| | |
|-----------|---|
| 制 度 名 称 | 信用保証付き融資における保証料・利子減免 |
| 対 象 者 | セーフティネット4号・5号・危機関連保証の適用要件に該当する事業者 |
| 支 援 内 容 | <p>民間金融機関からの融資について、信用保証料の減免および実質無利子となる利子補給を実施</p> <p>①個人事業主（事業性のあるフリーランス含む、小規模に限る） 売上高前年同月比▲5%以上：保証料ゼロ＋金利ゼロ</p> <p>②小・中規模事業者（①を除く） 売上高前年同月比▲5%以上で保証料1/2 売上高前年同月比▲15%以上で保証料ゼロ＋金利ゼロ</p> <p>融資限度額：6,000万円 担保：無担保 融資期間：10年以内（据置5年以内） 利子補給期間：当初3年間</p> |
| 手 続 方 法 | 下記へお問い合わせください。 |
| 手 続 方 法 | 下記へお問い合わせください。 |
| 申 請 期 間 | 下記へお問い合わせください。 |
| 手 続 方 法 | 信用保証付き既往債務も、対象要件を満たせば、制度融資を活用した実質無利子融資への借換えが可能。 |
| 問 い 合 わ せ | 取扱金融機関又は中小企業金融相談窓口 ☎0570-783-183 |

新型コロナウイルス感染症 支援策個別表

| | |
|-------|---|
| 制度名称 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第2期分） |
| 対象者 | 緊急事態宣言に基づく緊急事態措置及び兵庫県の要請に応じて令和3年2月8日（月）から3月7日（日）の期間時短営業に協力いただいた店舗を運営する事業者 ※店舗：県内の飲食店・遊興施設のうち食品衛生法の飲食店営業許可または喫茶店の営業許可を受けている飲食店 |
| 支援内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言に基づく緊急事態措置 【対象期間】令和3年2月8日（日）～2月28日（日） 【支給条件】通常午後8時以降も営業している店舗が、営業時間を午前5時から午後8時まで（酒類の提供は午前11時から午後7時まで）に短縮した場合に協力金を支給。 【支給額】1日あたり6万円/店舗×時短営業日数 ・県による要請 【対象期間】令和3年3月1日（月）～3月7日（日） 【支給条件】通常午後9時以降も営業している店舗が、営業時間を午前5時から午後9時まで（酒類の提供は午前11時から午後8時まで）に短縮した場合に協力金を支給。 【支給額】1日あたり4万円/店舗×時短営業日数 |
| 必要なもの | 代表者の本人確認書類の写し、通帳の写し、直近の確定申告書の写し、食品衛生法に基づく飲食店営業許可証等の写し、通常の営業時間が分かる書類、店頭掲示又はホームページに掲示した時短営業告知分等の写し、屋号、店名が確認できる外観等の写真、感染防止対策宣言ポスターを掲示していることがわかる写真 ※第1期分の申請をされた方は省略できる書類があります。詳しくは兵庫県のホームページでご確認ください。 |
| 手続方法 | 郵送又は電子申請 ※様式は兵庫県のホームページからダウンロードできます。 （相生市地域振興課窓口にも設置してあります） ※電子申請は兵庫県のホームページをご確認ください。 |
| 申請期間 | 令和3年4月1日（木）から4月30日（金）まで |
| 問い合わせ | 兵庫県時短協力金コールセンター ☎078-361-2501 |